

# 一般社団法人EMOBIA定款

平成31年 3月 8日 作成  
平成31年 4月 1日 公証人認証  
平成31年 4月 1日 設立

# 一般社団法人E M o B I A定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人E M o B I Aと称する。

② 前項の名称は英文ではEveryone's Mobility by ITS Associationと表示する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、地域公共交通を始めとするモビリティサービスを対象に、最先端ITSを活用した研究及び事業開発等と普及促進を図ることで、地域社会における安全安心、快適性、利便性の提供、更にはグローバルな住み良いまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ITSを活用した技術の取得に係る調査研究及びこれらの技術の普及活動
2. ビジネスモデルを発見・発明・創出する活動
3. ITS等、最先端技術の地域での実証・実装に関わる活動
4. 地域まちづくり振興を図る活動
5. 国際協力・協業の活動
6. 国際フォーラム招致の活動
7. 人材育成、他分野との人事交流・協業の活動
8. 人材派遣業
9. その他本条の目的を達成するために必要な事業

(機関構成)

第5条 本法人は、理事会、監事を設置する。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 本法人の会員は、次に定める5種類とし、発起会員及び正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

1. 発起会員 本法人の趣旨に賛同し、設立に携わった個人、法人及び団体とし、本法人の技術習得活動、本法人での活動をとおして取得した技術による製品開発、これらに関連するビジネス活動をすることができる。なお、発起会員は社員総会への参加申請を行なうことができる。
2. 正会員 本法人の趣旨に賛同する法人及び団体とし、本法人の技術習得活動、本法人での活動をとおして取得した技術による製品開発、これらに関連するビジネス活動を

- することができる。なお、正会員は社員総会への参加申請を行なうことができる。
3. 賛助会員 本法人の趣旨に賛同する法人及び団体とし、本法人の技術習得活動、本法人での活動をとおして取得した技術による製品開発、これらに関連するビジネス活動を行うことができる。
  4. 個人会員 本法人の趣旨に賛同する個人とし、本法人の関連する企画・イベント関連の参加や本法人が発信する情報共有を受ける事が出来る。
  5. 特別会員 本法人の趣旨に賛同し参加を希望する大学、研究機関、公共団体等、又は理事の推薦により、代表理事が特に認めた者とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 第8条に定める会費
3. 理事及び監事の選任又は解任
4. 理事及び監事の報酬等の額
5. 計算書類等の承認
6. 定款の変更

- 7. 解散及び残余財産の処分
- 8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集の請求)

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

②前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
②議長、出席した理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第21条 本法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第22条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の員数)

第23条 本法人の監事の員数は1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第24条 本法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第25条 本法人の代表理事は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

②代表理事は、本法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事は、毎事業年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
  2. 貸借対照表
  3. 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ②前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成32年3月31日までとする。

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第43条 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 浦 正勝

設立時理事 小林 英次

設立時理事 徳永 勇人

設立時理事 井上 晃

設立時理事 古賀 紹公

設立時理事 木下 泰孝

設立時監事 芦原 秀一

福岡県春日市春日公園八丁目36番地2シティパル春日公園506号

設立時代表理事 浦 正勝

(設立時の社員)

第44条 本法人の設立時の社員は以下のとおりとする。

福岡県春日市春日公園八丁目36番地2シティパル春日公園506号  
設立時社員 浦 正勝

福岡県糸島市高田三丁目4番28号  
設立時社員 小林 英次

福岡市中央区今川一丁目9番18-203号  
設立時社員 徳永 勇人

福岡県糸島市川原842番地206  
設立時社員 井上 晃

福岡県久留米市北野町仁王丸103番地1  
設立時社員 古賀 紹公

大阪府豊中市曾根西町一丁目10番7-402号  
設立時社員 木下 泰孝

以上、一般社団法人EMOBIAを設立するため、設立時社員浦正勝他5名の定款作成代理人である司法書士伊藤裕樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年 3月 8日

福岡県春日市春日公園八丁目36番地2シティパル春日公園506号  
設立時社員 浦 正勝

福岡県糸島市高田三丁目4番28号  
設立時社員 小林 英次

福岡市中央区今川一丁目9番18-203号  
設立時社員 徳永 勇人

福岡県糸島市川原842番地206  
設立時社員 井上 晃

福岡県久留米市北野町仁王丸103番地1  
設立時社員 古賀 紹公

大阪府豊中市曾根西町一丁目10番7-402号  
設立時社員 木下 泰孝

上記設立時社員の定款作成代理人

(事務所) 福岡市中央区大名二丁目10番1号  
(自宅) 福岡市早良区原八丁目34番22号  
司法書士 伊藤 裕樹



## 同一の情報の提供

提供の日付： 2019年 4月 1日

公証人： 甲 斐 孝 雄



所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

請求対象の登簿管理番号： 19-2901002202002261

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2019年 4月 1日

請求対象の処理公証人： 甲 斐 孝 雄

所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

### 認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。